

建設業の人材確保のための 雇用管理改善促進事業

～平成27年度厚生労働省・茨城労働局委託事業～

建設業において、雇用管理改善に取り組みを考えている中小企業事業主のため、その相談について専門家が対応する**無料の相談事業**を実施中です。

建設業の魅力を発信し、将来の技能労働者不足払拭のため雇用改善に取り組みたい事業主を応援します。『魅力ある職場づくり』に向けて、高い意欲と能力を持つ労働者が安心して働くことのできる労働環境の為の雇用管理改善に取り組み、将来を担う若年労働者等の人才確保を目指しませんか。

ご相談の時間・費用

- ◆ 土日祝日、年末年始を除いて、午前9時から午後5時までです。
- ◆ 面接相談、電話相談、出張相談にも対応いたします。
- ◆ 相談の費用はかかりません（相談料、出張料とも無料です）。
- ◆ 問題解決に長けた専門家が対応いたします。

対応できるご相談の内容

- 給与制度・給与体系・退職金体系を見直したい
- 適正な人事評価・処遇制度を導入したい
- 休暇・労働時間管理・就業規則をしっかりとしたものにしたい
- 人材開発に取り組むため、研修体系制度を整備したい
- 作業手順やルールを明確にして働きやすい職場を作りたい
- 健康づくり制度・福利厚生制度を改善・導入したい
- 経営・労務改善のための助成金等について教えてほしい
- 効果的な労働安全衛生についての取組みを教えてほしい
- その他、経営・労務に関するご相談に乗ってほしい

対象：建設事業を行う事業所

　茨城県内60社（雇用保険・社会保険適用で従業員5名以上）

　うち重点推進企業10社（雇用保険・社会保険適用で従業員10名以上）

相談：貴社に訪問いたします。もししくはアドバイザー事務所に来訪願います。

説明会：平成27年中に3回以上の「雇用管理改善啓発」説明会を開催します。

　具体的な日程については、別途ご案内します。

　また好事例の紹介をするセミナーも平成28年1～2月に開催予定です。

期限：平成28年2月末まで

参加費：無料

申込：別添申込書にご記入いただき、事前にお申込みください。

【主催】茨城県社会保険労務士会

協力団体

茨城県建設業協会

後援：茨城県、茨城県経営者協会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会

建設業の雇用改善に役立つ助成金のご案内

まちを創造する建設業は達成感の強い「エンジニア」たる職業です。この世のために無くてはならない職業であり、若者が集まらない今の状況は世の中における損失です。雇用改善に取り組む事業主には、国からの支援策が用意されており、分かりやすいのが各種の助成金です。例えば次のような助成金です。

●「建設労働者確保育成助成金」

建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主等を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

●「建設労働者確保育成助成金:若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース」

若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的に、建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業や、技能の向上を図るために活動等に関する事業、労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業、技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業、雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業の費用等について助成が受けられます。

●「企業内人材育成推進助成金」

従業員に対する教育訓練や職業能力評価、従業員に対するキャリア・コンサルティングをジョブ・カードを活用し計画的に行う制度及び従業員のキャリアコンサルタントとしての育成、技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度策定に対する費用について助成が受けられます。

●「キャリア形成促進助成金」

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進する制度です。

●「キャリアアップ助成金」

非正規雇用の社員(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者)等に対して、社内においてキャリアアップ等の促進を取り組む事業主に対して支援する制度です。

法令遵守をして、真剣に取り組む事業主には、このような支援策が用意されています。

対象となる事業主

助成金の受給にあたっては、各助成金ごとに各種の要件があります。

例)・雇用保険の適用事業主である。

- ・支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における、労働保険料の滞納がない。

※詳しくはお問い合わせください。

助成金の額

支給額:上記事業の実施に要した費用や賃金の一部

※詳しくはお問い合わせください。

(お願い)社会保険労務士と顧問契約を結ばれている場合は、顧問社会保険労務士による相談・援助が優先となりますので、顧問の社会保険労務士にご相談ください。顧問の社会保険労務士からの依頼があれば対応します。

窓口の設置箇所

人材確保のための雇用管理改善促進事業は、厚生労働省からの委託事業なので、ご利用は無料です。また各企業の相談内容の秘密は厳守されますので、関心をお持ちの事業主のみなさまは是非ご利用ください。

事業受託先 茨城県社会保険労務士会

水戸市本町3-20-8 本町壱番館ビル2階 TEL.029-226-3296

専門家・アドバイザー(社会保険労務士が、皆様からのご相談をお受けします)

- | | | | |
|---------------|-------|---------------|-------------------|
| ・武田社会保険労務士事務所 | 武田 徹 | (日立市神峰町4-20-2 | TEL.0294-33-6916) |
| ・木村経営労務管理事務所 | 木村 薫 | (水戸市笠原町1750-9 | TEL.029-306-9234) |
| ・柳岡社会保険労務士事務所 | 柳岡 幸夫 | (水戸市吉沢町12-36 | TEL.029-247-2104) |
| ・菅野労務FP事務所 | 菅野 哲正 | (石岡市東光台3-10-9 | TEL.0299-56-4865) |
| ・あさひ労務管理センター | 安田 健一 | (つくば市榎戸681-4 | TEL.029-837-0209) |